

財熊県 P 教第 181 号
令和 6 年 1 月 15 日

学校長 様
PTA 会長 様
PTA 共済担当者 様

熊本県 PTA 教育振興財団
理事長 森 徳和

熊本県 PTA 共済における掛金返還措置終了について(通知)

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本財団共済事業の一環であります「熊本県 PTA 共済」におきまして、令和 3 年度に、小中学校と義務教育学校の要保護家庭ならびに準要保護家庭(被就学支援家庭)に対する共済掛金減免が廃止となり、それに伴い経過措置として申請者に対し掛金の一部を返還する取り扱いを行ってきました。

しかしながら、この 3 年間、毎年申請者が減少している状況に加え、共済制度の原理原則(同一掛金、同一保障)を考慮しました結果、令和 6 年度より掛金の返還措置を廃止する運びとなりました。

今回の、返還措置の廃止にあたり、本財団評議員会及び理事会において、事業方法書等の改定を行いましたので、別紙のとおりご報告致します。

(事業方法書)

条	改正案	現行
第13条 第2項 第3項	2 共済掛金の額は、被共済者又は被共済者の保護者等が大規模な自然災害等にあっては別に定める。 (削除)	第13条 2 共済掛金の額は、被共済者あるいは被共済者の保護者の経済状況等により減免することがある。免除については別に規定する。 3 減免の申請は共済契約者を通じて行うものとする。

(免除規程)

条 表題	改正案 (目的)	現行 (目的)
第1条	熊本県PTA共済の共済掛金の免除に関する規程 この規程は、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団(以下「本財団」という)の熊本県PTA共済(以下「本共済」という)規程(事業方法書)第13条第2項の共済掛金の免除について必要な事項を定める。	第1条 この規程は、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団(以下「本財団」という)の熊本県PTA共済(以下「本共済」という)規程(事業方法書)第13条第2項の共済掛金の減免について必要な事項を定める。
第2条 第1項	P災コースまたは安互コースに加入する児童生徒等の保護者等のうち、大規模な自然災害又は大事故等(以下「大規模災害等」という)の被災者(以下「被災者」という)については、本共済施行細則第7条第1項に規定する共済掛金を免除することができる。	第2条 第1項 P災コースまたは安互コースに加入する児童生徒等の保護者等のうち、大規模な自然災害又は大事故等(以下「大規模災害等」という)の被災者(以下「被災者」という)に該当する者には、本共済施行細則第7条第1項に規定する共済掛金を減免することができる。
第2項	前項の被災者の共済掛金の額は、0円とする。	(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準する程度に困窮していると認められる者(以下「準要保護家庭」という) (2)大規模な自然災害または大事故等の被災者(以下「被災者」という) 2 前条第2号に該当する者の共済掛金の額は、次の通りとする。 (1) 準要保護家庭の小学生・中学生 150円 (2) 該当する被災者 0円
第3条 第1項 第2項 第3項	(免除手続) 前条第1項の被災者の共済掛金の免除については、本財団理事会において、その方法や期間等について定める。 2 大規模災害等により被災者が多数生じたときは、共済契約を締結する団体(単位PTA)の共済掛金の免除について、本財団理事会において、その方法や期間等について定める。 3 前2項に問わらず、緊急な免除措置が必要となるときは、本財団常務会においてその方法や期間等について定めることができる。その場合、直近の本財団理事会において承認を受けなければならない。	第3条 第1項 第2項 第3項 前条第1項第2号に該当する被災者の減免については、本財団理事会においてその方法や期間等について決定する。 2 大規模災害等により被災者が多数となるときは、共済契約を締結する団体(単位PTA)の共済掛金の減免について、本財団理事会においてその方法や期間等について決定する。 3 前2項に問わらず、緊急な減免措置が必要となるときは、本財団常務会においてその方法や期間等について決定する。その場合、直近の本財団理事会において承認を受けなければならない。